

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	北海道・札幌市	財産処分承認基 準の明確化	再エネ設備の導入拡大に向 けて、補助事業により建設し た施設等を担保に入れ、それ を条件に受ける融資を活用し 大規模かつ高効率なデータセ ンターを導入したり、案件に応 じて担保を当該施設等の効用 増加に資するGX関連施設等 の整備に供したりする。	総務省所管一般会計補助金等 に係る財産処分承認基準第3- 3-(1)において、担保に供する 処分の申請については、総務 大臣が適当であると認めた場 合に限り、抵当権が実行に移 される際に財産処分納付金を 国庫に納付させることを条件と して承認するものとする。	総務省所管一般会計補助金 等に係る財産処分承認基準 第3-3-(1) 総官会第911号 平成20年4月30日 総務省大 臣官房会計課 (関係法令) ・補助金適正化法第22条	補助金を取得した施設については金 融機関への担保提供の際に各省 各庁の長の承認が必要であり、資金 調達にあたっての障壁となっている。 特に総務省においては、担保権の設 定において明確な基準がない。基準 の緩和・明確化により、GX産業に係 る施設で一定の要件を満たすもの については、補助金を取得した施設 の担保提供を(案件によっては根抵 当権の設定も)可能とする。	総務省	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準における担保に供する記載について、以下のとおり に改めます。 「担保に供する処分については、次の場合等、本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさない場合に限り、抵 当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。 ① 申請に係る処分制限財産を取得し、又はその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合 ② 資金繰りの悪化等により補助目的たる事業の継続が困難であると認められる場合」
2	北海道・札幌市	行政手続の英語 対応	・法人設立等に係る下記の各 種手続において、英語のみ で行政手続が完結できるよ う法令を改正し、英語様式 の作成及び、英語での記載・申 請ができる規定を設ける。 ・定款認証	・海外企業・外国人が法人設立 をする際の行政手続として、会 社法第26条に基づき定款を作 成し、同法第30条に基づき認 証を受ける必要があるが、公 証人法第62条の3により準用さ れる第27条により、日本語を用 いることとされている。 ・また、英語で作成された書類 を添付する場合には、日本語 の訳文も併せて添付するこ とが求められる。	・会社法第26条、第30条 ・公証人法第27条(第62条の 3の準用)	・札幌市が外国人市民を対象に行っ たアンケート調査において、「行政窓 口で困ること」として、「書類の書き方 がわからなかった」が上位を占めたこ とを踏まえると、資産運用会社をはじ めとする海外企業の参入を促進して いくためには、英語だけで行政手続 を完結させる必要がある。 ・海外企業・外国人が法人設立をする 際、英語での定款書作成や定款認証 を認めるとともに、英語で作成された 添付書類の日本語翻訳を不要とする など、英語のみで完結できるよう対応 する。	法務省	商業登記制度において、登記の申請書には、商業登記法第17条第2項各号に掲げられた事項を記載しな ければならず、登記すべき事項(同項第4号)については、登記事項証明書等の交付等により公示される(同 法第10条)。登記事項の公示は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認できるようにするこ とを目的としていることから、日本語で公示されることが前提となっている。 定款に記載しなければ効力を生じない事項(会社の目的等)については、その多くが登記すべき事項となっ ており、日本語で公示する必要があることから、定款を英語で作成することを許容するのは困難である。 なお、定款認証の嘱託には、代理人による手続が認められていることから、士業者等によるサポートを充実 させることにより、外国人による定款の作成に関する課題を解消することが可能であると考えられる。 今後、自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完結するよう定款の英語での作成を支援する 方策について検討してまいりたい。
3	北海道・札幌市	行政手続の英語 対応	・法人設立等に係る下記の各 種手続において、英語のみ で行政手続が完結できるよ う法令を改正し、英語様式 の作成及び、英語での記載・申 請ができる規定を設ける。 ・在留資格	・外国人の出入国管理及び難 民認定法第6条に基づく上陸 申請や同法第7条の2の在留 資格認定証明書の申請は、英 語記載したものを提出するこ とができるが、出入国管理及び 難民認定法施行規則第62条の 規定により、英語で作成された 添付書類を提出する場合は、 日本語翻訳の添付を求められ る。	・出入国管理及び難民認定法 第6条、第7条の2 ・出入国管理及び難民認定法 施行規則第62	・札幌市が外国人市民を対象に行っ たアンケート調査において、「行政窓 口で困ること」として、「書類の書き方 がわからなかった」が上位を占めたこ とを踏まえると、資産運用会社をはじ めとする海外企業の参入を促進して いくためには、英語だけで行政手続 を完結させる必要がある。 ・外国人が入国や在留資格の申請を する際、英語で作成された添付書類 の日本語翻訳を不要とするなど、英 語のみで完結できるよう対応する。	法務省	申請書の書き方については、当庁HPに掲載する記載例を充実させるなど、より丁寧な案内を引き続き行って まいりたい。一方、申請書に添付する資料については、出入国管理及び難民認定法施行規則第62条は、迅速 な審査処理の観点から、英語に限らず、外国語で記載されたものについて日本語への翻訳を求める旨、規定 しているが、英語で作成された提出書類については、パンフレット等一般に英文で作成の上配布されている資 料のほか、在職証明書、雇用契約書などの定型的な文書であって、専門的知識を必要とする用語や内容を含 まない資料である場合は、現状でも申請時点で訳文の提出がなくても、審査に支障がない限りは、追加での提 出を求めない運用をしています。 今後、在留資格「経営・管理」に係る上記の運用について、国家戦略特区内において、これを明確化した上で 利用者に周知することについて検討してまいりたい。

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
4	北海道・札幌市	行政手続の英語 対応	<p>・法人設立に係る下記の各種手続において、英語のみで行政手続が完了できるように法令を改正し、英語様式の作成及び、英語での記載・申請ができる規定を設ける。</p> <p>・商業登記</p>	<p>・海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、商業登記法17条に基づく登記申請をする必要があり、その記載すべき事項は商業登記規則第1条に規定されているが、ホームページ等で公表されている申請様式は日本語であり、日本語での書類の記載・申請が求められる。</p> <p>・また、英語で作成された書類を添付する場合には、日本語の訳文も併せて添付することが求められる。</p>	<p>・商業登記法第17条</p> <p>・商業登記規則第1条</p>	<p>・札幌市が外国人市民を対象に行ったアンケート調査において、「行政窓口で困ること」として、「書類の書き方がわからなかった」が上位を占めたことを踏まえると、資産運用会社をはじめとする海外企業の参入を促進していくためには、英語だけで行政手続を完結させる必要がある。</p> <p>・商業登記の申請様式の英語版を作成するとともに、英語で作成した申請書の提出を認めるとともに、英語で作成された添付書類の日本語翻訳を不要とするなど、英語のみで完結できるよう対応する。</p>	法務省	<p>商業登記制度において、登記の申請書には、商業登記法(昭和38年法律第125号)第17条第2項各号に掲げられた事項を記載しなければならない、登記すべき事項(同項第4号)については、登記事項証明書の交付等により公示されている(同法第10条)。登記事項の公示は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認することを目的としていることから、日本語で公示されることが前提となっており、申請人又はその申請代理人が登記すべき事項を日本語で理解することなく、登記の申請をすることは、制度上想定していない。</p> <p>したがって、本件要望事項について対応することは困難であるが、外国人が日本で法人設立の登記申請をしようとする場合に、登記申請書を日本語で作成することができるよう、士業者等によるサポートを充実させることにより、外国人による法人設立登記申請書の作成に関する課題を解消することが可能であると考えられる。</p> <p>なお、外国語で作成された書類を登記の申請書の添付書類とする場合には、日本語訳の添付が必要となるが、当該登記の申請と関連しない部分の翻訳を省略しても差し支えない場合もあると考えられることから、平成29年1月に、「商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書類の翻訳について」を法務省ホームページに公開し、翻訳が一部可能な場合の具体例について、周知を図っている(参考1)。</p> <p>また、法人設立登記手続の英語対応については、「対日直接投資促進戦略(令和3年6月2日対日直接投資推進会議決定)」において、法人設立関連手続に関しては、2021年度中に、①英語申請ガイドの作成、書式見本の作成等を行うとともに、オンライン申請手続については、2021年度中に設立登記申請時の手続で利用させる登記情報システムなどに、②自動翻訳システムを付すことを検討し結論を得ることとされた。</p> <p>これを踏まえて、①については、令和4年3月に英語版「株式会社の設立手続(発起設立)について」(Procedures for Establishment of Stock Companies (establishment by initiative))及び「合同会社の設立手続について」(Procedures for Establishment of Limited Liability Companies) (参考2及び3)等の英語申請ガイドや書式見本を法務省ホームページに掲載し、また同年12月に、英語版の会社設立手続の説明や登記申請書の書式見本について、より利用しやすいよう修正を行ったほか、JETROのホームページとの連携や日本司法書士連合会等と連携した民間の雑誌及びホームページでの日英併記による対日投資促進の記事掲載等による広報を行った。</p> <p>さらに、平成28年9月から「商業・法人登記関係の主な通達等」(参考4)、平成29年3月から「外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について」(参考5)のページをそれぞれ法務省ホームページに英語版も含めて掲載している。</p> <p>②については、自動翻訳システムの設置については、費用対効果を考慮しつつ検討した結果、システムを整備することは困難との結論に至っている。</p> <p>今後、自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完結するよう申請書及びこれに添付する定款等の英語での作成を支援する方策について検討してまいりたい。</p> <p>(参考1) 商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書類の翻訳について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00102.html (参考2) 株式会社の設立手続(発起設立)について(英語版) https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00001.html (参考3) 合同会社の設立手続について(英語版) https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00003.html (参考4) 商業・法人登記関係の主な通達等 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00098.html (参考5) 外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00104.html https://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_minji06_00004.html</p>
5	北海道・札幌市	行政手続の英語 対応	<p>・法人設立に係る下記の各種手続において、英語のみで行政手続が完了できるように法令を改正し、英語様式の作成及び、英語での記載・申請ができる規定を設ける。</p> <p>・健康保険</p>	<p>・海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、健康保険法施行規則第19条に基づく新規適用事務所の届出、第24条に基づく被保険者の資格取得の届出をする必要があるが、同規則で定められている様式は日本語のみであり、日本語での記載・申請が求められる。</p>	<p>・健康保険法施行規則第19条、第24条</p>	<p>・札幌市が外国人市民を対象に行ったアンケート調査において、「行政窓口で困ること」として、「書類の書き方がわからなかった」が上位を占めたことを踏まえると、資産運用会社をはじめとする海外企業の参入を促進していくためには、英語だけで行政手続を完結させる必要がある。</p> <p>・新規適用事務所の届出様式及び被保険者の資格取得の届出様式の英語版を作成するとともに、英語で作成した書類の提出を認めるなど、英語のみで完結できるよう対応する。</p>	厚生労働省	<p>現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、社会保険に関する法人設立手続の英語によるガイド(届書様式を英語化した記入例)を作成し、日本年金機構ホームページに掲載しているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。</p> <p><参考>https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html</p> <p>なお、健康保険組合に新規加入する場合は、当該海外事業所と健保組合の設立事業所との間に資本関係が必要であることから、基本的に同一の母体企業内での対応となるため、保険者が必要に応じて、独自に対応しているものと承知しています。</p> <p>今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。</p>

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
6	北海道・札幌市	行政手続の英語 対応	・法人設立に係る下記の各種 手続において、英語のみで 行政手続が完了できるように 法令を改正し、英語様式の作 成及び、英語での記載・申請 ができる規定を設ける。 ・厚生年金保険	・海外企業・外国人が法人設立 をする際の行政手続として、厚 生年金保険法施行規則第13条 に基づく新規適用事務所の届 出、第15条に基づく被保険者 の資格取得の届出をする必要 があるが、同規則で定められ ている様式は日本語のみで あり、日本語での記載・申請が 求められる。	・厚生年金保険法施行規則第 13条、第15条	・札幌市が外国人市民を対象に行っ たアンケート調査において、「行政窓 口で困ること」として、「書類の書き方 がわからなかった」が上位を占めたこ とを踏まえ、資産運用会社をはじめ とする海外企業の参入を促進して いくためには、英語だけで行政手続 を完了させる必要がある。 ・新規適用事務所の届出様式及び被 保険者の資格取得の届出様式の英 語版を作成するとともに、英語で作 成した書類の提出を認めるなど、英語 のみで完了できるように対応する。	厚生労働省	現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、社会保険に関する法人設立手続の英語によるガイド(届書様式を英語化した記入例)を作成し、日本年金機構ホームページに掲載しているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。 <参考> https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html 今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。
7	北海道・札幌市	行政手続の英語 対応	・法人設立に係る下記の各種 手続において、英語のみで 行政手続が完了できるように 法令を改正し、英語様式の作 成及び、英語での記載・申請 ができる規定を設ける。 ・雇用保険	・海外企業・外国人が法人設立 をする際の行政手続として、雇 用保険法施行規則第6条に基 づく被保険者となったことの届 出の届出、第141条に基づく事 業所の設置等の届出をする必 要があるが、同規則で定めら れている様式は日本語のみで あり、日本語での記載・申請が 求められる。	・雇用保険法施行規則第6 条、第141条	・札幌市が外国人市民を対象に行っ たアンケート調査において、「行政窓 口で困ること」として、「書類の書き方 がわからなかった」が上位を占めたこ とを踏まえ、資産運用会社をはじめ とする海外企業の参入を促進して いくためには、英語だけで行政手続 を完了させる必要がある。 ・被保険者となったことの届出様式及 び事業所の設置等の届出様式の英 語版を作成するとともに、英語で作 成した書類の提出を認めるなど、英語 のみで完了できるように対応する。	厚生労働省	現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、適用事業所設置届の記入例等を掲載した労働保険の法人設立等に係る英語によるパンフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載しているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。 <参考> https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/dl/20190704-01.pdf 今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。
8	北海道・札幌市	行政手続の英語 対応	・法人設立に係る下記の各種 手続において、英語のみで 行政手続が完了できるように 法令を改正し、英語様式の作 成及び、英語での記載・申請 ができる規定を設ける。 ・労働保険	・海外企業・外国人が法人設立 をする際の行政手続として、労 働保険の保険料の徴収等に關 する法律第4条の2に基づく保 険関係の成立の届出が必要と なるが、「労働保険の保険料の 徴収等に関する法律施行規則 等に規定する届書等の様式に ついて」(平成30年11月30日基 発1130第2号厚生労働省労働 基準局長通知)で定められる 様式は日本語のみであり、日 本語での書類の記載・申請が 求められる。	・労働保険の保険料の徴収等 に関する法律第4条の2 「労働保険の保険料の徴収等 に関する法律施行規則等に 規定する届書等の様式につ いて」(平成30年11月30日基 発1130第2号厚生労働省労働 基準局長通知)	・札幌市が外国人市民を対象に行っ たアンケート調査において、「行政窓 口で困ること」として、「書類の書き方 がわからなかった」が上位を占めたこ とを踏まえ、資産運用会社をはじめ とする海外企業の参入を促進して いくためには、英語だけで行政手続 を完了させる必要がある。 ・保険関係の成立の届出様式の英語 版を作成するとともに、英語で作 成した書類の提出を認めるなど、英語 のみで完了できるように対応する。	厚生労働省	現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、労働保険関係成立届及び労働保険概算保険料申告書の記入例等を掲載した労働保険の法人設立等に係る英語によるパンフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載し、手続の円滑化を図っているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。 <参考> https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/dl/20190704-01.pdf 今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。
9	東京都	地方公共団体によるデジタル証券発行に係る法令整備(規制)	地方公共団体によるデジタル証券の発行を可能とするため、必要な法令の整備を行う	地方財政法施行令に、デジタル証券発行を想定した規定がない	地方財政法施行令 第18条の6 第21条 第33条 第37条 第39条 第41条 第43条の2の5 地方財政法施行令附則 第4条	地方財政法施行令及び附則にデジタル地方債の発行、流通に係る規定を追加	総務省	地方公共団体によるデジタル証券発行の仕組みについて、地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、全国での適用措置について検討し、2024年度中に結論を得る。
10	東京都	信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大(規制)	金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象範囲を拡大すること	信用保証制度や日本政策金融公庫等の融資対象が金融・保険業のみ日本産業分類に基づいた限定列挙方式とされている	中小企業信用保険法施行令 第1条第1項第4号 株式会社日本政策金融公庫 法施行令 第3条第1項第4号	関連法令を改正し、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙する方式に変更し、その対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること	経済産業省 財務省	令和6年5月13日、令和6年6月13日の国家戦略特区ワーキンググループでご議論いただいた内容を踏まえ、まずは提案自治体等の検討結果を確認した後、必要に応じて、中小企業信用保険法ではなく、国と自治体の予算措置による信用保証制度での対応や、現行方式での業種追加等を検討していきたい。

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
11	東京都	新興資産運用業者 に対する運用資金の 拠出を拡大 (規制)	新興資産運用業者の成長に 必要な運用資金の供給を拡大 するため、公的年金の運用に 係る規制緩和を行うこと	年金積立金管理運用独立行政 法人等の管理運用主体は、 「アクティブ運用については、 過去の運用実績も勘案し、超 過収益が獲得できるとの期待 を裏付ける十分な根拠を得る ことを前提に行うこと」とされ ており、運用実績が少ない新興 資産運用業者等に対する資金 拠出が困難	積立金の管理及び運用が長 期的な観点から安全かつ効 率的に行われるようにするた めの基本的な指針 第3の11	積立金基本指針を改定し、新興資産 運用業者等への資金供給が拡大す るよう、公的年金が運用委託先を選 定する際に過去の運用実績の勘案を 求める要件を緩和すること	厚生労働省 総務省 財務省 文部科学省	積立金基本指針では、「アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと」とされており、必ずしも運用業者としての実績を求めてはならず、個々の運用者の運用能力について、従前の運用会社での個人としての実績やシミュレーション等に基づき、高い収益が見込めるとの十分な根拠があれば、過去の運用実績が少ない新興資産運用業者であっても、運用受託機関として選定することは可能である。
12	東京都	公立大学法人によ るスタートアップ投 資環境の整備(そ の他)	公立大学による大学発スター トアップに対する投資の制限 を緩和し、同事業者の創業・ 成長を促進すること。	公立大学によるスタートアップ 等に対する投資行為は一定の 要件を満たす事業者に制限さ れている	地方独立行政法人法 第21条第2項 地方独立行政法人法施行令 第4	地方独立行政法人法第21条に国立 大学法人法第22条第1項第6号、第7 号、第9号及び第34条の2と同様の 規定を追加 地方独立行政法人法施行令第4条に 国立大学法人法施行令第3条第1項 条と同様の規定を追加 これにより、国立大学法人が実施で きる投資行為と同水準の制限に緩和 する	総務省 文部科学省	国立大学法人法第22条に関わる提案については、国立大学法人において地域限定の措置を定めたものではなく、同様の要望が全国公立大学設置団体協議会から別途寄せられていることも踏まえ、特区としてではなく、全国への適用可能性について、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。 なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、同法の所管省庁と連携して検討する。 国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。
13	東京都	創業時の英語手 続の拡充(定款認 証)(規制)	公証人による法人設立に係る 定款認証について、申請書類 は英語による記載・申請を可 能とする。	日英併記又は英語申請用の申 請様式がなく、事業運営上も英 語による記載・申請が認められ ていない	会社法27条	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	法務省	商業登記制度において、登記の申請書には、商業登記法第17条第2項各号に掲げられた事項を記載しなければならず、登記すべき事項(同項第4号)については、登記事項証明書等の交付等により公示される(同法第10条)。登記事項の公示は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認できるようにすることを目的としていることから、日本語で公示されることが前提となっている。 定款に記載しなければ効力を生じない事項(会社の目的等)については、その多くが登記すべき事項となっており、日本語で公示する必要があることから、定款を英語で作成することを許容するのは困難である。 なお、定款認証の囑託には、代理人による手続が認められていることから、士業者等によるサポートを充実させることにより、外国人による定款の作成に関する課題を解消することが可能であると考えられる。 今後、自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完結するよう定款の英語での作成を支援する方策について検討してまいりたい。

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
14	東京都	創業時の英語手 続の拡充(法人設 立登記)(規制)	法人設立登記に係る申請に ついて、以下の申請書類は英 語による記載・申請を可能と する。 ・株式会社設立登記申請 ・合同会社設立登記申請 ・外国会社に関する登記申請	日英併記又は英語申請用の申 請様式がなく、事業運営上も英 語による記載・申請が認められ ていない	会社法911条3項、同法914 条、同法933条2項	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	法務省	<p>商業登記制度において、登記の申請書には、商業登記法(昭和38年法律第125号)第17条第2項各号に掲げられた事項を記載しなければならず、登記すべき事項(同項第4号)については、登記事項証明書の交付等により公示されている(同法第10条)。登記事項の公示は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認することを目的としていることから、日本語で公示されることが前提となっており、申請人又はその申請代理人が登記すべき事項を日本語で理解することなく、登記の申請をすることは、制度上想定していない。したがって、本件要望事項について対応することは困難であるが、外国人が日本で法人設立の登記申請をしようとする場合に、登記申請書を日本語で作成することができるよう、土業者等によるサポートを充実させることにより、外国人による法人設立登記申請書の作成に関する課題を解消することが可能であると考えられる。</p> <p>なお、外国語で作成された書面を登記の申請書の添付書面とする場合には、日本語訳の添付が必要となるが、当該登記の申請と関連しない部分の翻訳を省略しても差し支えない場合もあると考えられることから、平成29年1月に、「商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書面の翻訳について」を法務省ホームページに公開し、翻訳が一部可能な場合の具体例について、周知を図っている(参考1)。</p> <p>また、法人設立登記手続の英語対応については、「対日直接投資促進戦略(令和3年6月2日対日直接投資推進会議決定)」において、法人設立関連手続に関して、2021年度中に、①英語申請ガイドの作成、書式見本の作成等を行うとともに、オンライン申請手続については、2021年度中に設立登記申請時の手続で利用させる登記情報システムなどに、②自動翻訳システムを付すことを検討し結論を得ることとされた。</p> <p>これを踏まえて、①については、令和4年3月に英語版「株式会社の設立手続(発起設立)について」(Procedures for Establishment of Stock Companies (establishment by initiative))及び「合同会社の設立手続について」(Procedures for Establishment of Limited Liability Companies) (参考2及び3)等の英語申請ガイドや書式見本を法務省ホームページに掲載し、また同年12月に、英語版の会社設立手続の説明や登記申請書の書式見本について、より利用しやすいよう修正を行ったほか、JETROのホームページとの連携や日本司法書士連合会等と連携した民間の雑誌及びホームページでの日英併記による対日投資促進の記事掲載等による広報を行った。</p> <p>さらに、平成28年9月から「商業・法人登記関係の主な通達等」(参考4)、平成29年3月から「外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について」(参考5)のページをそれぞれ法務省ホームページに英語版も含めて掲載している。</p> <p>②については、自動翻訳システムの設置については、費用対効果を考慮しつつ検討した結果、システムを整備することは困難との結論に至っている。</p> <p>今後、自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完結するよう申請書及びこれに添付する定款等の英語での作成を支援する方策について検討してまいりたい。</p> <p>(参考1) 商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書面の翻訳について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00102.html (参考2) 株式会社の設立手続(発起設立)について(英語版) https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00001.html (参考3) 合同会社の設立手続について(英語版) https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00003.html (参考4) 商業・法人登記関係の主な通達等 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00098.html (参考5) 外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00104.html https://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_minji06_00004.html</p>
15	東京都	創業時の英語手 続の拡充(雇用保 険)(規制)	雇用保険に係る申請につい て、以下の申請書類は英語に よる記載・申請を可能とする。 ・雇用保険適用事業所設置届 ・雇用保険被保険者資格取得 届	日英併記又は英語申請用の申 請様式がなく、事業運営上も英 語による記載・申請が認められ ていない	雇用保険法施行規則6条1項	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	厚生労働省	<p>現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、適用事業所設置届の記入例等を掲載した労働保険の法人設立等に係る英語によるパンフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載しているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。</p> <p><参考>https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/dl/20190704-01.pdf</p> <p>今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。</p>
16	東京都	創業時の英語手 続の拡充(労働保 険)(規制)	労働保険に係る申請につい て、以下の申請書類は英語に よる記載・申請を可能とする。 ・労働保険関係成立届 ・労働保険概算保険料申告書 ・適用事業報告 ・就業規則届 ・時間外労働・休日労働に関 する協定書	日英併記又は英語申請用の申 請様式がなく、事業運営上も英 語による記載・申請が認められ ていない	(労働保険関係成立届)労働 徴収法施行規則4条、 (労働保険概算保険料申告 書)同規則24条 (適用事業報告)労働基準法 施行規則57条1項柱書、同項 1号 (就業規則届)労働基準法89 条1項、同法施行規則49条1 項 (時間外労働・休日労働に関 する協定書)労働基準法施行 規則16条1項	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	厚生労働省	<p>現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、労働保険関係成立届及び労働保険概算保険料申告書の記入例等を掲載した労働保険の法人設立等に係る英語によるパンフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載し、手続の円滑化を図っているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。</p> <p><参考>https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/dl/20190704-01.pdf</p> <p>今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。</p>

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
17	東京都	創業時の英語手 続の拡充(健康保 険・厚生年金保 険)(規制緩和)	健康保険・厚生年金保険に係 る申請について、以下の申請 書類は英語による記載・申請 を可能とする。 ・新規適用届 ・被保険者資格取得届 ・健康保険被扶養者(異動) 届・国民年金3号被保険者資 格取得届 ・ローマ字氏名届	日英併記又は英語申請用の申 請様式がなく、事業運営上も英 語による記載・申請が認められ ていない(一部法令による制約 あり)	(新規適用届)健康保険法施 行規則19条、厚生年金保険 法施行規則13条 (被保険者資格取得届)健康 保険法施行規則24条1項、厚 生年金保険法施行規則15条1 項 (健康保険被扶養者(異動) 届・国民年金3号被保険者資 格取得届)健康保険法施行規 則38条、国民年金法施行規 則1条の4第2項 (ローマ字氏名届)厚生年金 保険法施行規則15条 ※なお、健康保険法施行規則 第24条で、「健康保険被保険 者資格取得届」の被保険者の 氏名は片仮名で振り仮名を付 すよう規定あり	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	厚生労働省	現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、社会保険に関する法人設立手続の英語によるガイド(届書様式を英語化した記入例)を作成し、日本年金機構ホームページに掲載しているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。 <参考> https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html なお、健康保険組合に新規加入する場合は、当該海外事業所と健保組合の設立事業所との間に資本関係が必要であることから、基本的に同一の母体企業内での対応となるため、保険者が必要に応じて、独自に対応しているものと承知しています。 今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。
18	大阪府・大阪市	商業登記の非開 示化	・商業登記における代表者の 氏名・住所の非開示化	・商業登記について非開示化 が進んでいるが株式会社以外 は適用されない。	商業登記規則 各種法人等登記規則等	・商業登記においては、株式会社の みならず、一般社団法人など*にお ける代表者の住所等も非開示を可能 とすること。 * 今度の各種法人等登記規則の一部 改正などについて、第5条(商業登 記規則の準用)に第三十一条の三 (代表取締役等住所非表示措置)を 追記すること	法務省	一定の要件の下、登記事項証明書等にある株式会社の代表取締役等の住所を非表示とする措置を講ずるよう申し出ることができる制度を創設する商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)案について、令和6年4月16日に公布し、同年10月1日から施行予定である。 同省令については、令和5年12月26日から令和6年1月25日までの間、パブリックコメントを実施したところ、対象を株式会社以外の会社・法人にも拡大すべきとの御意見も寄せられたところであるが、法務省としては、まずは住所非表示についてニーズの強い株式会社での対応を行うこととしており、株式会社以外の会社・法人への適用拡大については、改正省令の施行状況等を踏まえ、検討してまいりたい。 なお、住所のほか氏名についても非表示とすることについては、商業登記制度の目的と相容れないものであり、株式会社も含め検討していないところである。
19	大阪府・大阪市	国立大学教員の 兼業の要件緩和	国立大学教員が大学発ス タートアップ等の経営へ従事 し易くなるよう、兼業について の要件を緩和すること	自ら創出した研究成果を活用 した事業に従事することが要件 とされている	国家公務員法第103条 人事院規則14-18,第4条	事業において活用される研究成果が 自身が所属する大学が創出してい れば承認できるよう要件を緩和	文部科学省	国立大学はすでに法人化されており、その職員は非国家公務員となっていることから、国家公務員法や人事院規則に基づく兼業規制の対象とはなっておらず、緩和する規制には該当しません。 国立大学の業務運営は各法人の自主性・自律性の下に行われることが基本となっています。 このように法人化により兼業規制が撤廃された旨は、文科省HP等で周知しているところ。 【参考】 ●国立大学法人法概要(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/03052704.htm)
20	大阪府・大阪市	公立大学の出資 範囲の拡大	・公立大学による出資範囲が 限られているため、研究成果 の活用や産学官民の共創に よる地域活性化の取組みが 十分行えるように、国立大学 法人と同程度の範囲において 出資を可能とする。(ベン チャーキャピタルやファンド等 に対して出資も可能とする)	・公立大学は、国立大学法人と 比較して、出資できる範囲が狭 いことから、ベンチャーキャピ タルやファンド等に対して出資す ることが難しい。	地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令 第4条	・大学が有する研究成果をより一層 活用できるよう、大学発ベンチャーを 支援するベンチャーキャピタルやファ ンドに対して、出資できるように、地方 独立行政法人法施行令第4条の規定 をTLOや研究の成果の実用化を促 進する事業に限定するのではなく、国 立大学法人と同程度の範囲におい て、出資を可能にするよう要件を緩和 するもの	総務省 文部科学省	国立大学において、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタルやファンドへの出資について定めた、国立大学法人法第22条第1項第9号の規定は、地域限定の措置を定めたものではなく、同様の要望が公立大学を設置する全地方団体により組織される全国公立大学設置団体協議会からも別途寄せられていることも踏まえ、特区としてではなく、全国への適用可能性について団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・サイズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。 なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、同法の所管省庁と連携して検討する。
21	大阪府・大阪市	行政手続の英語 対応	・法人設立等に係る下記の各 種手続において、英語のみ で行政手続が完結できるよ う法令を改正し、英語様式の 作成及び、英語での記載・申 請ができる規定を設けるとと もに、オンライン申請を可能と し、DX化につなげる ・定款認証	・海外企業・外国人が法人設立 をする際の行政手続として、会 社法第26条に基づき定款を作 成し、同法第30条に基づき認 証を受ける必要があるが、公 証人法第62条の3により準用さ れる第27条により、日本語を用 いることとされている。 ・また、英語で作成された書類 を添付する場合には、日本語 の訳文も併せて添付すること が求められる。	・会社法第26条、第30条 ・公証人法第27条(第62条の 3の準用)	・資産運用会社をはじめとする海外企 業の参入を促進していくためには、英 語だけで行政手続を完結させる必要 がある。 ・海外企業・外国人が法人設立をする 際、英語での定款書作成や定款認証 を認めるとともに、英語で作成され た添付書類の日本語翻訳を不要とす るなど、英語のみで完結できるよう 対応する。	法務省	商業登記制度において、登記の申請書には、商業登記法第17条第2項各号に掲げられた事項を記載しなければならず、登記すべき事項(同項第4号)については、登記事項証明書等の交付等により公示される(同法第10条)。登記事項の公示は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認できるようにすることを目的としていることから、日本語で公示されることが前提となっている。 定款に記載しなければ効力を生じない事項(会社の目的等)については、その多くが登記すべき事項となっており、日本語で公示する必要があることから、定款を英語で作成することを許容するのは困難である。 なお、定款認証の囑託には、代理人による手続が認められていることから、土業者等によるサポートを充実させることにより、外国人による定款の作成に関する課題を解消することが可能であると考えられる。 今後、自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完結するよう定款の英語での作成を支援する方策について検討してまいりたい。

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
22	大阪府・大阪市	行政手続の英語 対応	<p>・法人設立に係る下記の各種手続において、英語のみで行政手続が完了できるように法令を改正し、英語様式の作成及び、英語での記載・申請ができる規定を設けるとともに、オンライン申請を可能とし、DX化につなげる。</p> <p>・商業登記</p>	<p>・海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、商業登記法17条に基づく登記申請をする必要があり、その記載すべき事項は商業登記規則第1条に規定されているが、ホームページ等で公表されている申請様式は日本語であり、日本語での書類の記載・申請が求められる。</p> <p>・また、英語で作成された書類を添付する場合には、日本語の訳文も併せて添付することが求められる。</p>	<p>・商業登記法第17条 ・商業登記規則第1条</p>	<p>・資産運用会社をはじめとする海外企業の参入を促進していくためには、英語だけで行政手続を完了させる必要がある。</p> <p>・商業登記の申請様式の英語版を作成するとともに、英語で作成した申請書の提出を認めるとともに、英語で作成された添付書類の日本語翻訳を不要とするなど、英語のみで完了できるように対応する。</p>	法務省	<p>商業登記制度において、登記の申請書には、商業登記法(昭和38年法律第125号)第17条第2項各号に掲げられた事項を記載しなければならず、登記すべき事項(同項第4号)については、登記事項証明書等の交付により公示されている(同法第10条)。登記事項の公示は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認することを目的としていることから、日本語で公示されることが前提となっており、申請人又はその申請代理人が登記すべき事項を日本語で理解することなく、登記の申請をすることは、制度上想定していない。</p> <p>したがって、本件要望事項について対応することは困難であるが、外国人が日本で法人設立の登記申請をしようとする場合に、登記申請書を日本語で作成することができるよう、士業者等によるサポートを充実させることにより、外国人による法人設立登記申請書の作成に関する課題を解消することが可能であると考えられる。</p> <p>なお、外国語で作成された書類を登記の申請書の添付書類とする場合には、日本語訳の添付が必要となるが、当該登記の申請と関連しない部分の翻訳を省略しても差し支えない場合もあると考えられることから、平成29年1月に、「商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書類の翻訳について」を法務省ホームページに公開し、翻訳が一部可能な場合の具体例について、周知を図っている(参考1)。</p> <p>また、法人設立登記手続の英語対応については、「対日直接投資促進戦略(令和3年6月2日対日直接投資推進会議決定)」において、法人設立関連手続に関して、2021年度中に、①英語申請ガイドの作成、書式見本の作成等を行うとともに、オンライン申請手続については、2021年度中に設立登記申請時の手続で利用させる登記情報システムなどに、②自動翻訳システムを付すことを検討し結論を得ることとされた。</p> <p>これを踏まえて、①については、令和4年3月に英語版「株式会社の設立手続(発起設立)について」(Procedures for Establishment of Stock Companies (establishment by initiative))及び「合同会社の設立手続について」(Procedures for Establishment of Limited Liability Companies) (参考2及び3)等の英語申請ガイドや書式見本を法務省ホームページに掲載し、また同年12月に、英語版の会社設立手続の説明や登記申請書の書式見本について、より利用しやすいよう修正を行ったほか、JETROのホームページとの連携や日本司法書士連合会等と連携した民間の雑誌及びホームページでの日英併記による対日投資促進の記事掲載等による広報を行った。</p> <p>さらに、平成28年9月から「商業・法人登記関係の主な通達等」(参考4)、平成29年3月から「外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について」(参考5)のページをそれぞれ法務省ホームページに英語版も含めて掲載している。</p> <p>②については、自動翻訳システムの設置については、費用対効果を考慮しつつ検討した結果、システムを整備することは困難との結論に至っている。</p> <p>今後、自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完了するよう申請書及びこれに添付する定款等の英語での作成を支援する方策について検討してまいりたい。</p> <p>(参考1) 商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書類の翻訳について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00102.html (参考2) 株式会社の設立手続(発起設立)について(英語版) https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00001.html (参考3) 合同会社の設立手続について(英語版) https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00003.html (参考4) 商業・法人登記関係の主な通達等 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00098.html (参考5) 外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00104.html https://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_minji06_00004.html</p>
23	大阪府・大阪市	行政手続の英語 対応	<p>・法人設立に係る下記の各種手続において、英語のみで行政手続が完了できるように法令を改正し、英語様式の作成及び、英語での記載・申請ができる規定を設けるとともに、オンライン申請を可能とし、DX化につなげる。</p> <p>・健康保険</p>	<p>・海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、健康保険法施行規則第19条に基づく新規適用事務所の届出、第24条に基づく被保険者の資格取得の届出をする必要があるが、同規則で定められている様式は日本語のみであり、日本語での記載・申請が求められる。</p>	<p>・健康保険法施行規則第19条、第24条</p>	<p>・資産運用会社をはじめとする海外企業の参入を促進していくためには、英語だけで行政手続を完了させる必要がある。</p> <p>・新規適用事務所の届出様式及び被保険者の資格取得の届出様式の英語版を作成するとともに、英語で作成した書類の提出を認めるとともに、英語のみで完了できるように対応する。</p>	厚生労働省	<p>現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、社会保険に関する法人設立手続の英語によるガイド(届書様式を英語化した記入例)を作成し、日本年金機構ホームページに掲載しているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。</p> <p><参考>https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html</p> <p>なお、健康保険組合に新規加入する場合は、当該海外事業所と健保組合の設立事業所との間に資本関係が必要であることから、基本的に同一の母体企業内での対応となるため、保険者が必要に応じて、独自に対応しているものと承知しています。</p> <p>今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。</p>
24	大阪府・大阪市	行政手続の英語 対応	<p>・法人設立に係る下記の各種手続において、英語のみで行政手続が完了できるように法令を改正し、英語様式の作成及び、英語での記載・申請ができる規定を設けるとともに、オンライン申請を可能とし、DX化につなげる。</p> <p>・厚生年金保険</p>	<p>・海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、厚生年金保険法施行規則第13条に基づく新規適用事務所の届出、第15条に基づく被保険者の資格取得の届出をする必要があるが、同規則で定められている様式は日本語のみであり、日本語での記載・申請が求められる。</p>	<p>・厚生年金保険法施行規則第13条、第15条</p>	<p>・資産運用会社をはじめとする海外企業の参入を促進していくためには、英語だけで行政手続を完了させる必要がある。</p> <p>・新規適用事務所の届出様式及び被保険者の資格取得の届出様式の英語版を作成するとともに、英語で作成した書類の提出を認めるとともに、英語のみで完了できるように対応する。</p>	厚生労働省	<p>現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、社会保険に関する法人設立手続の英語によるガイド(届書様式を英語化した記入例)を作成し、日本年金機構ホームページに掲載しているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。</p> <p><参考>https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html</p> <p>今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。</p>

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
25	大阪府・大阪市	行政手続の英語 対応	・法人設立に係る下記の各種 手続において、英語のみで 行政手続が完了できるよう 法令を改正し、英語様式の作 成及び、英語での記載・申請 ができる規定を設けるととも に、オンライン申請を可能と し、DX化につなげる。 ・雇用保険	・海外企業・外国人が法人設立 をする際の行政手続として、雇 用保険法施行規則第6条に基 づく被保険者となったことの届 出の届出、第141条に基づく事 業所の設置等の届出をする必 要があるが、同規則で定めら れている様式は日本語のみで あり、日本語での記載・申請が 求められる。	・雇用保険法施行規則第6 条、第141条	・資産運用会社をはじめとする海外企 業の参入を促進していくためには、英 語だけで行政手続を完了させる必 要がある。 ・被保険者となったことの届出様式及 び事業所の設置等の届出様式の英 語版を作成するとともに、英語で作 成した書類の提出を認めるなど、英語 のみで完了できるように対応する。	厚生労働省	現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、適用事業所設置届の記入例等を掲載した労働保険の法人設 立等に係る英語によるパンフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載しているところであり、このような 案内について更なる充実を検討してまいりたい。 <参考> https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/dl/20190704-01.pdf 今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよ う検討してまいりたい。
26	大阪府・大阪市	行政手続の英語 対応	・法人設立に係る下記の各種 手続において、英語のみで 行政手続が完了できるよう 法令を改正し、英語様式の作 成及び、英語での記載・申請 ができる規定を設けるととも に、オンライン申請を可能と し、DX化につなげる。 ・労働保険	・海外企業・外国人が法人設立 をする際の行政手続として、労 働保険の保険料の徴収等に關 する法律第4条の2に基づく保 険関係の成立の届出が必要と なるが、「労働保険の保険料の 徴収等に関する法律施行規則 等に規定する届書等の様式に ついて」(平成30年11月30日基 発1130第2号厚生労働省労働 基準局長通知)で定められる 様式は日本語のみであり、日 本語での書類の記載・申請が 求められる。	・労働保険の保険料の徴収等 に関する法律第4条の2 「労働保険の保険料の徴収等 に関する法律施行規則等に 規定する届書等の様式につ いて」(平成30年11月30日基 発1130第2号厚生労働省労働 基準局長通知)	・資産運用会社をはじめとする海外企 業の参入を促進していくためには、英 語だけで行政手続を完了させる必 要がある。 ・保険関係の成立の届出様式の英語 版を作成するとともに、英語で作 成した書類の提出を認めるなど、英語 のみで完了できるように対応する。	厚生労働省	現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、労働保険関係成立届及び労働保険概算保険料申告書の記入 例等を掲載した労働保険の法人設立等に係る英語によるパンフレットを作成し、厚生労働省ホームページに 掲載し、手続の円滑化を図っているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。 <参考> https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/dl/20190704-01.pdf 今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよ う検討してまいりたい。
27	大阪府・大阪市	行政手続の英語 対応	・法人設立に係る下記の各種 手続において、英語のみで 行政手続が完了できるよう 法令を改正し、英語様式の作 成及び、英語での記載・申請 ができる規定を設けるととも に、オンライン申請を可能と し、DX化につなげる。 ・在留資格	・外国人の出入国管理及び難 民認定法第6条に基づく上陸 申請や同法第7条の2の在留 資格認定証明書の申請は、英 語記載したものを提出するこ とができるが、出入国管理及び 難民認定法施行規則第62条の 規定により、英語で作成され た添付書類を提出する場合は、 日本語翻訳の添付を求められ る。	・出入国管理及び難民認定法 第6条、第7条の2 ・出入国管理及び難民認定法 施行規則第62条	・資産運用会社をはじめとする海外企 業の参入を促進していくためには、英 語だけで行政手続を完了させる必 要がある。 ・外国人が入国や在留資格の申請を する際、英語で作成された添付書類 の日本語翻訳を不要とするなど、英 語のみで完了できるように対応する。	法務省	申請書の書き方については、当庁HPに掲載する記載例を充実させるなど、より丁寧な案内を引き続き行って まいりたい。一方、申請書に添付する資料については、出入国管理及び難民認定法施行規則第62条は、迅速 な審査処理の観点から、英語に限らず、外国語で記載されたものについて日本語への翻訳を求める旨、規定 しているが、英語で作成された提出書類については、パンフレット等一般に英文で作成の上配布されている資 料のほか、在職証明書、雇用契約書などの定型的な文書であって、専門的知識を必要とする用語や内容を含 まない資料である場合は、現状でも申請時点で訳文の提出がなくても、審査に支障がない限りは、追加での提 出を求めない運用をしています。 今後、在留資格「経営・管理」に係る上記の運用について、国家戦略特区内において、これを明確化した上で 利用者に周知することについて検討してまいりたい。
28	福岡県・福岡市	創業時の英語手 続の拡充(定款認 証)	資産運用業やフィンテックなど の呼び込みや、関連する周辺 業務を担う専門事業者の集 積、金融・資産運用サービ スの誘致・拡充に向けたビジ ネス・生活環境の整備を図る	公証人による法人設立に係る 定款認証について、日英併記 又は英語申請用の申請様式が なく、事業運営上も英語による 記載・申請が認められていない	会社法27条	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	法務省	商業登記制度において、登記の申請書には、商業登記法第17条第2項各号に掲げられた事項を記載しな ければならず、登記すべき事項(同項第4号)については、登記事項証明書等の交付等により公示される(同 法第10条)。登記事項の公示は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認できるようにするこ とを目的としていることから、日本語で公示されることが前提となっている。 定款に記載しなければ効力を生じない事項(会社の目的等)については、その多くが登記すべき事項となっ ており、日本語で公示する必要があることから、定款を英語で作成することを許容するのは困難である。 なお、定款認証の囑託には、代理人による手続が認められていることから、士業者等によるサポートを充実 させることにより、外国人による定款の作成に関する課題を解消することが可能であると考えられる。 今後、自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完了するよう定款の英語での作成を支援する 方策について検討してまいりたい。

②「創業」国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29	福岡県・福岡市	創業時の英語手 続の拡充(法人設 立登記)	資産運用業やフィンテックなど の呼び込みや、関連する周辺 業務を担う専門事業者の集 積、金融・資産運用サービス の誘致・拡充に向けたビジネ ス・生活環境の整備を図る	法人設立登記に係る下記の申 請書類について、日英併記又 は英語申請用の申請様式がな く、事業運営上も英語による記 載・申請が認められていない ・株式会社設立登記申請 ・合同会社設立登記申請 ・外国会社に関する登記申請	会社法911条3項、同法914 条、同法933条2項	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	法務省	<p>商業登記制度において、登記の申請書には、商業登記法(昭和38年法律第125号)第17条第2項各号に掲げられた事項を記載しなければならない、登記すべき事項(同項第4号)については、登記事項証明書(同項第10条)の交付等により公示されている(同法第10条)。登記事項の公示は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認することを目的としていることから、日本語で公示されることが前提となっており、申請人又はその申請代理人が登記すべき事項を日本語で理解することなく、登記の申請をすることは、制度上想定していない。</p> <p>したがって、本件要望事項について対応することは困難であるが、外国人が日本で法人設立の登記申請をしようとする場合に、登記申請書を日本語で作成することができるよう、事業者等によるサポートを充実させることにより、外国人による法人設立登記申請書の作成に関する課題を解消することが可能であると考えられる。</p> <p>なお、外国語で作成された書面を登記の申請書の添付書面とする場合には、日本語訳の添付が必要となるが、当該登記の申請と関連しない部分の翻訳を省略しても差し支えない場合もあると考えられることから、平成29年1月に、「商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書面の翻訳について」を法務省ホームページに公開し、翻訳が一部可能な場合の具体例について、周知を図っている(参考1)。</p> <p>また、法人設立登記手続の英語対応については、「対日直接投資促進戦略(令和3年6月2日対日直接投資推進会議決定)」において、法人設立関連手続に関して、2021年度中に、①英語申請ガイドの作成、書式見本の作成等を行うとともに、オンライン申請手続については、2021年度中に設立登記申請時の手続で利用させる登記情報システムなどに、②自動翻訳システムを付すことを検討し結論を得ることとされた。</p> <p>これを踏まえて、①については、令和4年3月に英語版「株式会社の設立手続(発起設立)について」(Procedures for Establishment of Stock Companies (establishment by initiative))及び「合同会社の設立手続について」(Procedures for Establishment of Limited Liability Companies) (参考2及び3)等の英語申請ガイドや書式見本を法務省ホームページに掲載し、また同年12月に、英語版の会社設立手続の説明や登記申請書の書式見本について、より利用しやすいよう修正を行ったほか、JETROのホームページとの連携や日本司法書士連合会等と連携した民間の雑誌及びホームページでの日英併記による対日投資促進の記事掲載等による広報を行った。</p> <p>さらに、平成28年9月から「商業・法人登記関係の主な通達等」(参考4)、平成29年3月から「外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について」(参考5)のページをそれぞれ法務省ホームページに英語版も含めて掲載している。</p> <p>②については、自動翻訳システムの設置については、費用対効果を考慮しつつ検討した結果、システムを整備することは困難との結論に至っている。</p> <p>今後、自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完結するよう申請書及びこれに添付する定款等の英語での作成を支援する方策について検討してまいりたい。</p> <p>(参考1) 商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書面の翻訳について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00102.html (参考2) 株式会社の設立手続(発起設立)について(英語版) https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00001.html (参考3) 合同会社の設立手続について(英語版) https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00003.html (参考4) 商業・法人登記関係の主な通達等 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00098.html (参考5) 外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00104.html https://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_minji06_00004.html</p>
30	福岡県・福岡市	創業時の英語手 続の拡充(健康保 険・厚生年金保 険)	資産運用業やフィンテックなど の呼び込みや、関連する周辺 業務を担う専門事業者の集 積、金融・資産運用サービス の誘致・拡充に向けたビジネ ス・生活環境の整備を図る	健康保険・厚生年金保険に係 る下記の申請書類について、 日英併記又は英語申請用の申 請様式がなく、事業運営上も英 語による記載・申請が認めら れていない(一部法令による制約 あり) ・新規適用届 ・被保険者資格取得届 ・健康保険被扶養者(異動)届 ・国民年金3号被保険者資格取 得届 ・ローマ字氏名届	(新規適用届)健康保険法施 行規則19条、厚生年金保険 法施行規則13条 (被保険者資格取得届)健康 保険法施行規則24条1項、厚 生年金保険法施行規則15条1 項 (健康保険被扶養者(異動) 届・国民年金3号被保険者資 格取得届)健康保険法施行規 則38条、国民年金法施行規 則1条の4第2項 (ローマ字氏名届)厚生年金 保険法施行規則15条 ※なお、健康保険法施行規則 第24条で、「健康保険被保 険者資格取得届」の被保険者の 氏名は片仮名で振り仮名を付 すよう規定あり	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	厚生労働省	<p>現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、社会保険に関する法人設立手続の英語によるガイド(届書様式を英語化した記入例)を作成し、日本年金機構ホームページに掲載しているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。</p> <p><参考>https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html</p> <p>なお、健康保険組合に新規加入する場合は、当該海外事業所と健保組合の設立事業所との間に資本関係が必要であることから、基本的に同一の母体企業内での対応となるため、保険者が必要に応じて、独自に対応しているものと承知しています。</p> <p>今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう検討してまいりたい。</p>

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
31	福岡県・福岡市	創業時の英語手 続の拡充(雇用保 険)	資産運用業やフィンテックなど の呼び込みや、関連する周辺 業務を担う専門事業者の集 積、金融・資産運用サービス の誘致・拡充に向けたビジネ ス・生活環境の整備を図る	雇用保険に係る下記の申請書 類について、日英併記又は英 語申請用の申請様式がなく、 事業運営上も英語による記載 申請が認められていない。 ・雇用保険適用事業所設置届 ・雇用保険被保険者資格取得 届	雇用保険法施行規則6条1項	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	厚生労働省	現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、社会保険に関する法人設立手続の英語によるガイド(届書様式 を英語化した記入例)を作成し、日本年金機構ホームページに掲載しているところであり、このような案内に ついて更なる充実を検討してまいりたい。 <参考> https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html 今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよ う検討してまいりたい。
32	福岡県・福岡市	創業時の英語手 続の拡充(労働保 険)	資産運用業やフィンテックなど の呼び込みや、関連する周辺 業務を担う専門事業者の集 積、金融・資産運用サービス の誘致・拡充に向けたビジネ ス・生活環境の整備を図る	労働保険に係る下記の申請書 類について、日英併記又は英 語申請用の申請様式がなく、 事業運営上も英語による記載 申請が認められていない ・労働保険関係成立届 ・労働保険概算保険料申告書 ・適用事業報告 ・就業規則届 ・時間外労働・休日労働に関す る協定書	(労働保険関係成立届)労働 徴収法施行規則4条、 (労働保険概算保険料申告 書)同規則24条 (適用事業報告)労働基準法 施行規則57条1項柱書、同項 1号 (就業規則届)労働基準法89 条1項、同法施行規則49条1 項 (時間外労働・休日労働に関 する協定書)労働基準法施行 規則16条1項	日英併記又は英語申請用の申請様 式を定めるとともに、英語による記載 方法を明示した記載例を作成・公表 する。その上で、事業運営上、英語に よる記載・申請を認める	厚生労働省	現在、海外企業等の手続が円滑に行えるよう、労働保険関係成立届及び労働保険概算保険料申告書の記入 例等を掲載した労働保険の法人設立等に係る英語によるパンフレットを作成し、厚生労働省ホームページに 掲載し、手続の円滑化を図っているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。 <参考> https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/dl/20190704-01.pdf 今後、自治体が設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよ う検討してまいりたい。
33	福岡県・福岡市	創業時の英語手 続の拡充(在留資 格)	資産運用業やフィンテックなど の呼び込みや、関連する周辺 業務を担う専門事業者の集 積、金融・資産運用サービス の誘致・拡充に向けたビジネ ス・生活環境の整備を図る	在留資格に係る申請におい て、英語で作成された添付書 類を提出する場合は、日本語 翻訳の添付を求められており、 英語のみで手続きが完結して いない	・出入国管理及び難民認定法 第6条、第7条の2 ・出入国管理及び難民認定法 施行規則第62条	英語による記載方法を明示した記載 例を作成・公表する。その上で、事業 運営上、英語による記載・申請を認め る	法務省	申請書の書き方については、当庁HPに掲載する記載例を充実させるなど、より丁寧な案内を引き続き行って まいりたい。一方、申請書に添付する資料については、出入国管理及び難民認定法施行規則第62条は、迅速 な審査処理の観点から、英語に限らず、外国語で記載されたものについて日本語への翻訳を求める旨、規定 しているが、英語で作成された提出書類については、パンフレット等一般に英文で作成の上配布されている資 料のほか、在職証明書、雇用契約書などの定型的な文書であって、専門的知識を必要とする用語や内容を含 まない資料である場合は、現状でも申請時点で訳文の提出がなくても、審査に支障がない限りは、追加での提 出を求めない運用をしています。 今後、在留資格「経営・管理」に係る上記の運用について、国家戦略特区内において、これを明確化した上で 利用者に周知することについて検討してまいりたい。